

議案第66号

目黒区文化ホール条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年11月20日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区文化ホール条例の一部を改正する条例

目黒区文化ホール条例（平成14年3月目黒区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「、小ホール及び分館のホール」を「及び小ホール」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 分館のホール 同一の月において2日

付 則

- 1 この条例は、平成28年11月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区文化ホール条例第8条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

(説明) 分館のホールの利用期間の制限を見直すため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料

目黒区文化ホール条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p>(利用手続等)</p> <p>第8条 (現行に同じ。)</p> <p>2 施設の利用については、同一人が次の各号に掲げる施設につき当該各号に定める期間を超えて利用することはできない。ただし、区長が必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>大ホール及び小ホール</u> 同一の月において、3日又は連続する7日</p> <p>(2) (現行に同じ。)</p> <p>(3) <u>分館のホール</u> 同一の月において2日</p> <p>3 (現行に同じ。)</p>	<p>(利用手続等)</p> <p>第8条 (省略)</p> <p>2 施設の利用については、同一人が次の各号に掲げる施設につき当該各号に定める期間を超えて利用することはできない。ただし、区長が必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>大ホール、小ホール及び分館のホール</u> 同一の月において、3日又は連続する7日</p> <p>(2) (省略)</p> <p>3 (省略)</p>